

【ITGあんしんセキュリティパック用】AppGuardを購入されたお客様

オリジナルサイバー保険の概要

株式会社ITガード様より購入された「AppGuard」には、ライセンス毎の「オリジナルサイバー保険」が付帯されております。補償内容について、下記をご確認ください。

保険適用要件

- ① **ゼロデイ攻撃**(注1)により生じた情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①の事由以外の、次のアからウの事由。
 - ア. **ゼロデイ攻撃**により生じたデジタルコンテンツ不当事由
 - イ. 被保険者システムに対する**ゼロデイ攻撃**
 - ウ. 上記 アおよび イ以外の I Tユーザー業務の遂行にあたり、**ゼロデイ攻撃**を受けたことにより生じた偶然な事由

(注1)【ゼロデイ攻撃とは】

ゼロデイ攻撃・・・コンピュータのオペレーティングシステムおよびソフトウェアの開発元において脆弱性の認識がなく対策も存在しない場合、または脆弱性が認識されてから修正プログラムが提供されるまでの期間に当該脆弱性に関連させて当該コンピュータやソフトウェア等に影響を及ぼす行為

ご注意(よくあるご質問)

次の事例は当該オリジナルサイバー保険では対象外となりますので、ご注意ください。

○役職員の誤送信・誤FAXにより個人情報流出してしまった。

○上記攻撃によりPCが破損し、受発注が出来なかった(自社の逸失利益は対象外)。

補償内容

損害賠償	それぞれ500万円
事故発生時の対応費用	

国内のみ担保、使用人法令違反不担保
1企業支払限度額：1億円

支払責任限定

(お支払いの対象となる主な費用 参照)

補償額例：10ライセンス

保険金額：最大1,000万円×10＝**1億円**

お支払いの対象となる主な費用

<損害賠償金>

提起された損害賠償請求について被保険者が負担する損害賠償金、争訟費用、協力費用

<対応費用保険金>

事故の拡大防止費用、原因調査・再現実験費用、通信費用・謝罪文の作成・送付費用、臨時雇入費用、使用人等の超過勤務手当、社告費用、コールセンターの設置・運営費用、データやコンテンツ修復・復旧費用、被保険者システム修復費用、再発防止費用、信頼回復のための会見・発表・広告等費用、文書作成費用、個人・法人への見舞金、不正使用監視費用、弁護士相談費用、等

主な免責

お支払いの対象とならない場合

- ① 次に掲げるものに起因する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害および精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑥ 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ⑦ 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。
- ⑨ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑩ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. サイバー攻撃または I Tユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑪ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたことに起因する損害賠償請求。
- ⑫ 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑬ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑭ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求

他

■引受保険会社



損保ジャパン

SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3111

<公式WEBサイト>

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

■取扱代理店



FINANCIAL AGENCY

【問い合わせ専用窓口】ITガード保険事務局

Mail : itguard_hoken_info@financial-agency.com

TEL : **0120-925-247** (平日10:00～18:00)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19恵比寿ビジネスタワー16F

<公式WEBサイト> <https://www.financial-agency.com/>

【ITGあんしんセキュリティパック用】AppGuardServerを購入されたお客様

オリジナルサイバー保険の概要

株式会社ITガード様より購入された「AppGuardServer」には、ライセンス毎の「オリジナルサイバー保険」が付帯されております。補償内容について、下記をご確認ください。

保険適用要件

- ① **ゼロデイ攻撃**(注1)により生じた情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①の事由以外の、次のアからウの事由。
 - ア. **ゼロデイ攻撃**により生じたデジタルコンテンツ不当事由
 - イ. 被保険者システムに対する**ゼロデイ攻撃**
 - ウ. 上記 アおよび イ以外の I Tユーザー業務の遂行にあたり、**ゼロデイ攻撃**を受けたことにより生じた偶然な事由

(注1)【ゼロデイ攻撃とは】

ゼロデイ攻撃・・・コンピュータのオペレーティングシステムおよびソフトウェアの開発元において脆弱性の認識がなく対策も存在しない場合、または脆弱性が認識されてから修正プログラムが提供されるまでの期間に当該脆弱性に関連させて当該コンピュータやソフトウェア等に影響を及ぼす行為

ご注意(よくあるご質問)

次の事例は当該オリジナルサイバー保険では対象外となりますので、ご注意ください。

○役職員の誤送信・誤FAXにより個人情報流出してしまった。

○上記攻撃によりPCが破損し、受発注が出来なかった(自社の逸失利益は対象外)。

補償内容

損害賠償	それぞれ500万円
事故発生時の対応費用	

国内のみ担保、使用人法令違反不担保
1企業支払限度額：1億円

支払責任限定

(お支払いの対象となる主な費用 参照)

補償額例：10ライセンス

保険金額：最大1,000万円×10＝**1億円**

お支払いの対象となる主な費用

<損害賠償金>

提起された損害賠償請求について被保険者が負担する損害賠償金、争訟費用、協力費用

<対応費用保険金>

事故の拡大防止費用、原因調査・再現実験費用、通信費用・謝罪文の作成・送付費用、臨時雇入費用、使用人等の超過勤務手当、社告費用、コールセンターの設置・運営費用、データやコンテンツ修復・復旧費用、被保険者システム修復費用、再発防止費用、信頼回復のための会見・発表・広告等費用、文書作成費用、個人・法人への見舞金、不正使用監視費用、弁護士相談費用、等

主な免責

お支払いの対象とならない場合

- ① 次に掲げるものに起因する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害および精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害
- ② 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑥ 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ⑦ 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。
- ⑨ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑩ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. サイバー攻撃または I Tユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑪ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたことに起因する損害賠償請求。
- ⑫ 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権または商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑬ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑭ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求

他

■引受保険会社



損保ジャパン

SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3111

<公式WEBサイト>

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

■取扱代理店



FINANCIAL AGENCY

【問い合わせ専用窓口】ITガード保険事務局

Mail : itguard_hoken_info@financial-agency.com

TEL : **0120-925-247** (平日10:00～18:00)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19恵比寿ビジネスタワー16F

<公式WEBサイト> <https://www.financial-agency.com/>